

◎新潟県告示第1049号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、胎内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点の設置）
- 2 作業期間 平成24年8月28日から平成24年10月30日まで
- 3 作業地域 胎内市表町・西本町 地域